

吹田市第3次みどりの基本計画策定検討会議設置要領

(目的)

第1条 吹田市第3次みどりの基本計画（以下、「第3次基本計画」という。）の策定に関して、必要な意見又は助言を聴取するため、吹田市第3次みどりの基本計画策定検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 検討会議において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）（以下、「現行の計画」という。）の進捗状況の把握・評価に関する事項
- (2) 第3次基本計画策定に向けた現行の計画の改善・見直しに関する事項
- (3) 第3次基本計画策定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会議は、委員5名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者 4名以内
- (2) 公募市民 1名以内

3 委員の選任期間は、選任の日から第3次みどりの基本計画を策定するときまでとする。

4 委員が欠けた場合、再度選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、検討会議の会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第6条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、土木部公園みどり室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議の構成及び運営に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。